

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目次

条 例

ページ

○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(市町村課)

一

## 条 例

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例(平成十四年宮城県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(本人確認情報を利用することができる事務の特例)

2 法第三十条の八第一項第二号の条例で定める事務は、別表第二に掲げる事務のほか、当分の間、

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に係る県民の安全の確認に関する事務その他の規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。